

第2回

一関市域で行われた江戸時代のさらし刑のはなし

令和2年10月10日(土) 13時30分～15時
於 大東コミュニティセンター多目的ホール

はじめに

前回、母親殺しの罪で竹鋸にて挽き磔の刑に処された六原足輕の吉郎太が、仙台北下札の辻で3日さらされた後、城下の武家地・町地と相去までの道中を引きさらされて相去で磔に懸けられ、処刑後その遺骸が5日間(実際には1日のみ)さらされたことを紹介した。このような生前のみならず死後においても衆目にさらして辱めを受けさせることが、仙台藩のみならず、ほとんど全国的によく行われた。これを一般にさらし刑と呼ぶ。なお、「さらし」の漢字としては、「晒し」のほか「肆し」・「曝し」などもある。

仙台藩・一関藩でもこのさらし刑が種々の形で利用されたが、なかでも博奕^{ばくち}の主催者である博奕宿^{やど}を取り締まる手段として利用された。今回は、まず幕府のさらし刑について紹介したのち、仙台藩・一関藩の博奕とさらし刑及び死刑前の引きさらしと死刑後の遺体のさらしのあり方に焦点を当ててはなしをしてみたい。

I 幕府のさらし刑

1) 女犯所化僧の場合

さらし刑は、一般に、死刑や遠島という刑(これを本刑と呼ぶ)に付け加える刑(これを付加刑^{くじかたおさだめがき}という)として科せられるが、寛保2年(1742)制定の江戸幕府『公事方御定書』下巻第51条「女犯の僧お仕置きのこと」に、1つだけ本刑としてのさらし刑が規定される。

それは、僧侶が女性と性交渉をした場合(これを女犯という)、その僧侶がまだ修行中の者(これを所化僧^{しよけ}と呼ぶ)ならば、日本橋で3日間さらしたうえ、上級寺院である本寺^{ほんじ}・触頭^{ふれがしら}に渡して、その宗派の法での処分に委ねるというものである。所化僧には若者が多かったであろうから、罪状を書いた捨て札^{すふだ}を立てられて、にぎやかな日本橋に3日間もさらされることは、きわめて屈辱的なことだったに違いない。

なまぐさいいが栗の出る日本橋

ちなみに、女犯の僧が寺持ちの住職の場合は遠島に処され、また、その相手の女性が夫ある身の場合は密通となり、獄門に処された。

なお、仙台藩が女犯僧にどう対応していたかの事例に接していないが、幕末期の13代藩主伊達慶邦の藩政改革覚書の1条項に、「出家女犯の罪は流罪にて然るべし、品により俗に返し候ても然るべし、右の分は農人に致し然るべきこと」とある(東京大学史料編纂所編『大日本古文書 伊達家文書』9(東京大学出版会、2001年復刻)522頁)。これによる限り、仙台藩は、幕末に至るまで、女犯僧に対する統一的な処罰規定を有していなかった。

たのではないか。

一関藩については、次のような事例が知られる。

- ・正徳元年（1711）10月に、東山中奥玉村観音別当の法善が、女を追々出入りさせていたが、その女が観音堂で縊死したことにより、「仙台御領外へ追放」に処された（『増補刑罪録』2367号）。
- ・嘉永2年（1849）8月に、祥雲寺道心者正覚寺留主居の善空が、出家の身として女を雇いおき同居し、そのうえ密通宿をしたが、老嫗のしたことだとして、「生涯祥雲寺へ相預けられ、外宅住居御構」の宣告を受けた（『同上』2416号）。
- ・安政元年（1854）4月に、証徳院の永洲が、有夫の女と密通したとして、「凡下に相貶され、江嶋へ流罪」とされた（『同上』2421号）。
- ・安政2年（1855）12月に、和光院後住の覚苗が、無夫の女へ執心し、伝手を求めるため、有夫の女へみだりに艶書等を送り、右の女の手引きで夜中面会し、不義はしなかったといえども、このような不所行によって重い疑いを蒙ったとして、「改易」に処された（『同上』2423号）。

これらの事例から推測すると、僧侶の女犯が露顕した場合には、追放や遠島等の何らかの処罰を免れなかったようであるが、幕府のごとく所化僧へのさらし刑があったか否かについては不明である。

2) 心中未遂の場合〔資料1〕

付加刑のさらし刑としてよく知られているのが、当時相対死と呼ばれた、心中未遂の男女2人が日本橋でさらされた事例である。すなわち、幕府『公事方御定書』下巻第50条「男女申し合わせ相果て候者のこと」の第2項に「双方存命に候はば 三日晒し 非人手下」と規定される。心中しようとしたが死にきれず2人とも生き残った場合は、日本橋で3日間さらして、被差別民である非人身分に落とす、というのである。この制度は、8代将軍徳川吉宗時代の享保8年（1723）2月に採用されたものである。

四日目は乞食で通る日本橋 不心中五十三次ばっと知れ

お互い好きあった男女が、親の反対などのために添い遂げられず、せめてあの世で一緒になろうと思いつめて心中する事件が、元禄16年（1703）初演の近松門左衛門作『曾根崎心中』などの影響でだいぶ多かったようであるが、2人とも生き残ったときは、日本橋で3日間さらされたのである。これまた、さらされる本人たちにとってはたいへんな屈辱だったろう。

こうした心中未遂の男女を、仙台藩や一関藩がどう扱ったかについては、残念ながら調べができていないが、盛岡藩についてはある程度判明している。盛岡藩は、文化5、6年（1808、9）に幕府『公事方御定書』下巻をモデルにした『文化律』という藩法典を制定したが、その第65条「男女申し合わせ相果て候者のこと」第2項で、「双方存命候はば 乞食へ下され、小屋頭手下」と規定している。生き残った2人は乞食に身分を落とされて、その頭の支配下に入るわけだから、本刑は幕府法と同様である。しかし、さらし刑は付加されていない。

本条項には先例が示されており、それは、享保14年（1729）4月27日の判例で、相対死した男女が落命せず、療治を加えて快気したときは、「上へ無調法これなきにつき、勝

手次第、さりながら御城下に差し置き申すまじき旨仰せ出される」というものである（中沢巷一監修・京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』（創文社、1980年）78頁）。つまり、心中して生き残っても、お上に対して無調法があるわけでないから、勝手にしろ、ただし、城下に住まわせてはならない、ということだろう。さらに刑が付加されないのみならず、そもそも被差別身分に落とすこともしていないのである。

盛岡藩の心中事件に対する姿勢は、『文化律』以前は概して緩宥であるように思われる。第65条第1項は2人とも死んだ場合の規定で、「死骸取り捨て、弔わせ申すまじきこと」とあるが、同条項の先例として掲げられる宝暦7年（1757）9月29日の判決では、「構いなし、死骸勝手次第取りしまい仰せ付けらる」とされており、そもそも心中が犯罪と考えられていないのではないかとさえ思われる。

以上、心中しながら生き残った男女に対して、江戸では日本橋で3日間のさらしという屈辱的な刑が加えられたのに対し、盛岡藩ではさらし刑が付加されていないことを紹介した。仙台藩や一関藩でどうだったのかについては、さらに関係資料を探してみたい。

なお、心中事件とは無関係と思われるが、熊本藩では、後期の郡方で、「^{すりなわいかり}摺縄綱方」と称して、交通量の多いところへ杭木を打ち、胴縄をその杭木につないで、3～7日間、朝8時～夕4時まで間断なく縄を縛わせるという刑があったとのことである（鎌田浩『熊本藩の法と政治』（創文社、1998年）333・4頁）。これは主としては縛った縄を納めさせることが目的のようで、一種の過料刑であるが、同時にさらし刑としての性格も有していたように思われる。こうした諸藩のさらし刑事例も収集したい。

II 博奕取り締まりとさらし刑

1) 仙台藩のさらし刑

博奕取り締まりについては、幕府・諸藩とも苦労しているが、仙台藩もその例外でない。すでに元禄3年（1690）7月に発布した法令で、在方での博奕犯は、その罪の軽重に応じて3日、5日、7日間、その所にさらして、五人組がその番をし、また過料として1人3切（1切＝4分の1両）ずつ召し上げる、などとする（『公儀御触御国制禁』（近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』（日本学術振興会、1958年）331頁））。

この博奕犯へのさらし刑は城下においても行われており、『青山公（4代綱村）治家記録』後編巻の64の元禄6年（1693）7月16日の記事（『仙台藩史料大成 伊達治家記録』16（宝文堂、1979年）439頁）によると、博奕を原因として渡辺善三郎宿守の吉兵衛が善三郎の子権之助を殺した罪で、仙台中引きさらしのうえ長町で磔に処される事件が生じているが、これに関連して、博奕に加わった凡下2人が芭蕉の辻で3日間さらされたうえ、他国追放を申し渡されている。

もっとも、その後の法令、例えば元禄16年（1703）制定の『^{ひょうじょうしよくしきちよう}評定所格式帳』には、過料の規定はあるものの、さらし刑の存在は確認できないので、あるいはこの時点ではさらし刑の付加は行われなかったのかもしれない。

しかし、近世中期になると、再び博奕犯がさらし刑に処される事例が出てくる。例えば、『^{しざん}獅山公（5代吉村）治家記録』巻の124下の享保19年（1734）8月27日の記事では、^{とうしようじたつちゆう}東昌寺塔頭智松院門前の作内と北堤の喜三郎が博奕宿をして、自分も博奕した罪で、城下芭蕉の辻で7日間さらされたうえ、遠き川切り追放に処された。博奕に加わっただけの

ぼんげ
凡下（＝庶民）13人はただの遠き川切り追放を申し渡されているのみなので、7日間のさらし刑は博奕宿への刑であることが分かる。また、『同上』巻の155下の寛保2年（1742）5月26日条には、城下二日町の借屋人が博奕宿をした罪で、城下で7日間さらされたうえ過料を科された記事がある。

そして、発布年が寛延元年（1748）と推定される博奕規制令（『諸令聚要』83号（藩法史料叢書刊行会編『藩法史料叢書』3・仙台藩（上））139頁）には、博奕に加わった凡下は1ヶ年奴に処すこと、博奕宿については、城下者は札の辻、在郷者はその所で7日間さらしたうえ、大肝入に奴として与えることが明記されるので、この時点では明らかに博奕宿については本刑が1年季の奴刑、その付加刑として7日間のさらし刑があったことは疑いない。

2) 仙台藩の所さらし

上記寛延元年令によれば、一関市域の仙台藩領で博奕宿を犯した者は、その村で7日間のさらし刑に処されたうえ、大肝入に1年季の奴として与えられたはずであるが、その裁判は仙台北城下で行われるので、判決が下された後、その者を仙台からその村まで護送したり、さらし場所を設営しなければならない。つまり、前回はなした所仕置きに準じた負担が、宿場やその村にかかってくる。幸いその実例があるので、次に紹介しよう。もっとも、紹介事例はいずれも寛延元年令以前なので、本刑が奴刑でなく遠き川切り追放になっていることを断っておく。

① 享保16年（1731）東山鳥海村百姓彦太郎博奕宿一件

この事例の出典は、江刺市史編纂委員会編『江刺市史』5巻・資料篇・近世IV（江刺市、1977年）637～639頁である。

本件は、東山鳥海村百姓彦太郎が、博奕宿をするとともに、自分も博奕を打った罪で、「鳥海村において七日さらし、阿武隈・宮川南へ御追放」に処された事件である。同人は、同年正月27日に仙台北城下の牢屋敷を出立し、足軽2名が付き添い、馬に乗せられてさらし場所まで連行された。道中は宿場ごとに警護役の棒突4名が動員されて不寝番をした。

さらし日は、2月2日、3日、7日、9日、11日、16日、18日の7日間で、連続しての7日間ではない。このさらし場には罪状と刑罰を書いたさらし札が立てられ、足軽が番人につき、さらし最終日の18日に直接追放場所に送られて追放された。

② 元文元年（1736）東山薄衣村百姓兵内・次助博奕宿一件

この出典は、千厩町・白石家文書の享保21年『定留』48号、55号、82号（宮城県史編纂委員会編『宮城県史』31、403～5頁、426頁、458～460頁）である。

本件は、東山薄衣村百姓の兵内と次助が博奕宿をしたうえ自分たちも博奕を打ったことが発覚し、同年8月に、兩人とも「薄衣村において七日さらし、阿武隈川・宮川南へ御追放、家財缺所」の判決を受けた。単に博奕に加わっただけの5名は「阿武隈川・宮川南へ御追放、遊道具缺所」で、やはりさらし刑は付加されていない。そこで、兩人とも薄衣村に連行され、8月11日、16日、18日、19日、21日、25日及び27日の計7日がさらし日とされた。

この事例で問題となったのは、この所さらしに要した費用を誰が負担するかであった。具体的には、足軽や囚人の食費などに銭6貫604文、兩人を阿武隈川南へ連行する費用と

して銭 190 文の、計銭 6 貫 794 文の費用がかかったが、11 月になって大肝入より、この費用を誰が負担するかについて、自分はお定めも前例も知らないで、下知して欲しいとの伺いが出され、郡奉行・出入^{こおりはぎよう しゅつにゅうつかさ}司は、所仕置きに準じて「一村償^{つぐな}い」にすることを命じている。

所仕置きでは、死刑執行人である被差別民 2 名の路銭や処刑に要する柱その他が必要だから、所さらしが必要とする費用は所仕置きほどではなかったろうが、それでも村としての負担は大きかったろう。このような迷惑を被らないためには、常日頃から村人、とくに五人組が、お互いにしっかりと監視して、不届き者を出さないようにしろ、というのが藩の狙いだったろう。

しかし、博奕宿をするような者は、おそらくやくざ者の部類に入るだろうから、はたして善良な村人たちが十分対応できたかどうか、いささか疑問である。

3) 一関藩のさらし刑〔資料 2〕

次に、一関藩が博奕宿にさらし刑を科していた事例である。『増補刑罪録』11 項「博奕ならびに引っ張りの類」をみると、まず、元禄 16 年（1703）5 月に、新妻治助借屋の茂平治が、博奕宿をした罪で「当町において三日肆し、一二三関追放」の判決を受けた記事が出ている（606 号）。

それからしばらくさらし刑の記事がみえないが、明和 4 年（1767）3 月に至り、地主町弥十郎子の平吉が、博奕宿をするとともに自分も博奕を打ったとして、「所において七日肆し、壹ヶ年奴」の記事が表れる（619 号）。博奕宿に対して 7 日間のさらし刑と 1 年季の奴刑を科すのは、まさに仙台藩の博奕宿への刑罰とまったく同様である。しかも、この事例の場合は、但し書きで、同類は奴 1 ヶ年、親は過料代 3 貫文、組合の者は過料 2 貫文の刑を科せられたことも知られる。

以後、安永 7 年（1778）8 月の有壁町喜三郎から嘉永元年（1848）12 月の流富沢村養太郎まで、7 日間のさらし刑と 1 ヶ年奴刑を科せられた事例が 20 件余確認できる。もっとも、博奕宿はすべてこの刑が科せられたかという点、必ずしもそうでない。例えば、寛政 10 年（1798）5 月の流日形町安左衛門は、博奕宿の罪で古川切り追放、持道具欠所の判決を受けており（632 号）、このような例も決して少なくない。

おそらくは、博奕宿の刑は、所において 7 日間のさらしと 1 ヶ年奴刑を基本としつつも、その個別具体的な事情に応じて、その他の刑罰が科せられることもあったのだろう。そして、この基本となる刑罰が仙台藩のそれではないかと推測することも許されるのではあるまいか。

4) 博奕宿以外の一関藩のさらし刑

なお、一関藩では、博奕宿以外の犯罪にもさらし刑を科す事例がみられる。

① 盗み

- ・天明 4 年（1784）10 月、瀧沢村百三郎添え人の忠三郎は、畑の大根を盗み、また士の屋敷で鋏を盗んだとして、両町境で市日に 2 日さらされたうえ、1 郡追放、持道具欠所に処された（113 号）。
- ・文政 7 年（1824）閏 8 月、無宿の喜助は、旅籠屋で蒲団を盗んだ等の罪で、乞食頭に渡

されて目印を付けられ、片鬢を剃り落とされ、両町でさらされたうえ、御領外追放、持道具欠所の判決を受けた（165号）。

- ・天保5年(1834)10月、一関村の幸吉と弟の喜三郎は、稲を盗み刈りしたとして、両町境で3日さらされたうえ、御領外3里四方追放、持道具欠所とされた（193号）。

② 不義

- ・弘化2年(1845)6月、一関町黒沢茂兵衛俵の五兵衛等6人は、御持筒組多喜治の妻を取り抑え、数人で不義したとして、その所で7日さらされたうえ、過料人足100人ずつを申し渡された（435号）。
- ・嘉永6年(1853)9月、御本陣守惣次郎養母の「ひさ」は、後家の身として旅人の酒の相手となって不義をしたため、女子を出生するに至ったとして、町場において7日のさらしに処された（439号）

③ 勤務不良

- ・文化13年(1816)9月、流金沢村の喜代松は、仙台表定付人足とされたにもかかわらず勤務不良等の理由で、金沢町において7日さらしのうえ、過料代1貫500文を科された（844号）。なお、この喜代松はさらし中に逃亡したようで、捕縛後の同年11月に、一関町と金沢町の両所で7日ずつのさらしに処された（845号）。

『増補刑罪録』にみられるさらし刑を科せられた博奕宿以外の犯罪は以上である。これらのさらし刑に何らかの制定法なり規則があったのかどうか不明である。むしろ裁判役人の判断で、便宜的に科せられたように思われる。

Ⅲ 仙台藩の引きさらし

1) 江戸幕府の引き廻し〔資料3〕

① 江戸中引き廻し

死罪・獄門で牢屋敷から出て、江戸市中の賑やかな場所を引き廻して牢屋敷に戻る場合

② 5ヶ所引き廻し

火罪・磔で牢屋敷から小塚原または鈴ヶ森の処刑場に連れて行く場合で、捨て札が、日本橋・筋違橋・赤坂御門・両国橋・四谷御門に立てられた。これらの場所を経て処刑場に行く。

これらの引き廻しも、死刑囚を見物人にみせるものなので、さらし刑の一種といえる。

2) 仙台藩の引きさらし〔資料4〕

① 七北田処刑場への引きさらし

② 所仕置場所までの引きさらし

3) 一関藩には引きさらしなし？

『増補刑罪録』をみる限りでは、一関の中心地域を引きさらす記事はみられない。

しかし、牢より常設の処刑場ないし所仕置きの処刑地まで死刑囚を連れて行く必要があるから、その過程で事実上の引きさらしの情景がみられたのではあるまいか。

Ⅳ 死刑後の遺体のさらし

1) 江戸幕府の獄門・火罪・磔のさらし → いずれも通例3日2夜

- 2) 仙台藩の獄門・磔・火罪のさらし → 獄門は3日、磔は5日、火罪は7日（『宮城県史』31、6頁、享保11年5月）
- 3) 一関藩は？

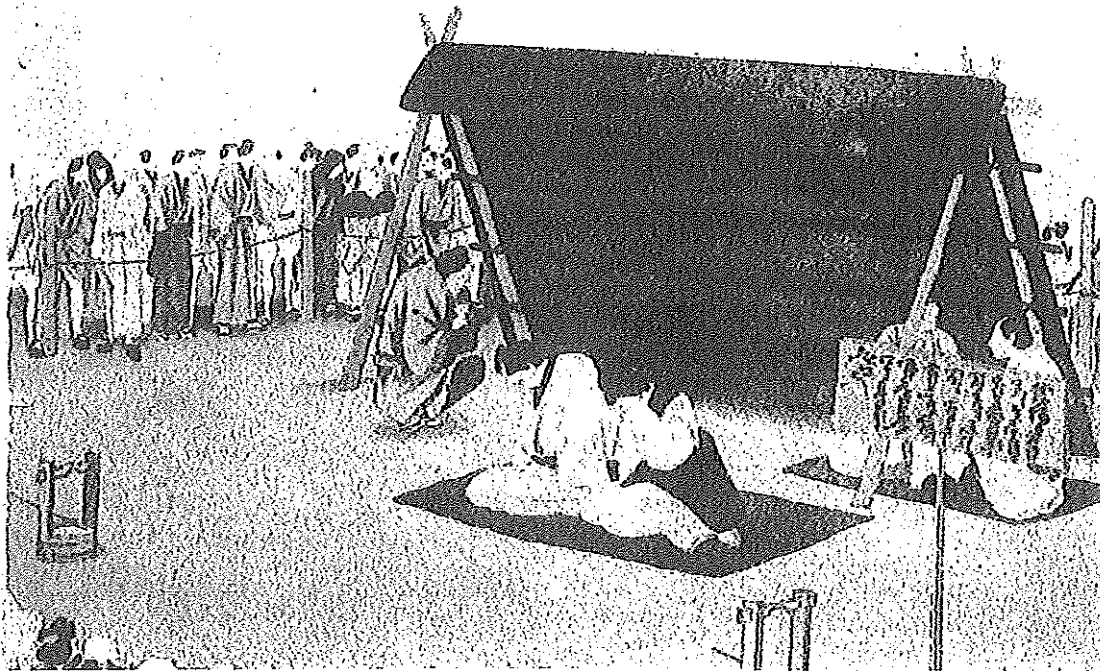
おわりに

わが国の日本法制史学を確立したといわれる中田薫（東京帝国大学教授、1877~1967年）という先生が、大正14年（1925年）に「榮譽の質入」という論文を発表している。それによれば、江戸時代前期の借金証文のなかに、「万一この銀子返済致し申さざること候わば、人中においてお笑いなされ候とも、その節一言の申し分これなく候」という文言をもつものが数例確認できるという（『法制史論集』第3巻上（岩波書店、1943年、復刻版、1971年）295頁以下）。人中で辱めを受けることを担保として借金をしているのである。

また、ルース・ベネディクトというアメリカの社会学者が、1946年に刊行した『菊と刀』という著書のなかで、日本文化を「恥の文化」と特徴付けたのは、有名なはなしである。日本人は、恥をかく、あるいは辱めを受けることを強く避けようとしたのである。

もちろん、恥ずかしい思いをしたくないというのは、なにも日本人だけに限ったことではないかもしれない。しかし、以上に述べたさらし刑は、このような日本人の「恥の文化」があってこそ、はじめて刑罰としての意味をもつのではないだろうか。

〔資料1〕江戸幕府 心中未遂者らさらし刑



江戸日本橋の図「公事方御定書」下巻第五十條は、相討死を以て、双方が存命ならば、三日晒の上非人平下^{てか}に処すべきものと述べている。この図は、心中で死に損なつた者の晒を、幕末日本に於て、ギリス人が描いたものである。(J. N. W. B. : Sketches of Japanese Manners & Customs, London, 1867 所収)

(石井良助『江戸の刑罰』(中公新書、1964年)口絵)

〔資料2〕『増補刑罪録』記載の博奕宿牌刑事例

No.	年 月	居住町村・屋敷	名 前	刑 罰	通し番号
1	元禄16年(1703) 5月	新妻治助借屋	茂平治	当町において3日肆 一二三關追放	606
2	明和 4年(1767) 3月	地主町弥十郎子	平吉	所において7日肆 1ヶ年奴	619
3	安永 7年(1778) 8月	有壁町	喜三郎	その外において7日肆 1ヶ年奴	626
4	天明 8年(1788) 3月	大町	平左衛門	所において7日肆 1ヶ年奴	627
5	寛政元年(1789)10月	東山摺沢村	卯太夫	処において7日肆 1ヶ年奴	628
6	文化 2年(1805)11月	一関町	幸吉	その外において7日肆の上 1ヶ年奴	644
		二関町	龜藏	同	
7	文化 4年(1807) 9月	東山摺沢村	与平太	摺沢町において7日肆の上 1ヶ年奴	648
8	文化 5年(1808)12月	下黒沢村	茂七	一関町において7日肆の上 1ヶ年奴	649
9	文化 7年(1810) 8月	東山摺沢町	吉郎兵衛	その外において7日肆の上 過料代5貫文	652
10	文化 8年(1812) 7月	下黒沢村	正右衛門	一関町において7日肆の上 1ヶ年奴	653
11	文化13年(1816)11月	流沢村又兵衛子 同村	源藏 龜太郎	一関町において7日肆の上 奴1ヶ年ずつ	665
12	文政 4年(1821) 6月	東山摺沢町 同市五郎伴	新内 伊太郎	摺沢町において7日肆の上 奴1ヶ年ずつ	674
13	文政 7年(1824)10月	東山中奥玉村	勘四郎	摺沢町において7日肆の上 1ヶ年奴	678
14	文政 7年(1824)10月	流勇沢村旧組頭	弥右衛門	金沢町において7日肆の上 2ヶ年奴	679
15	文政12年(1829) 4月	二関町	幸作	その外において7日肆の上 1ヶ年奴	684
16	天保 2年(1831)正月	東山上奥玉村伊右衛門子	五右衛門等2人	摺沢町において7日肆の上 奴1ヶ年ずつ	688
17	天保 5年(1834) 4月	二関町	幸藏	その外において7日肆の上 1ヶ年奴	698
18	天保 6年(1835) 7月	待雲寺譜代	忠吉	両町境において7日肆の上 1ヶ年奴	701
19	天保 8年(1837) 6月	二関町	吉兵衛	その外において7日肆	705
20	天保 9年(1838) 8月	一関町	庄作	その外において7日肆の上 1ヶ年奴	707
21	天保12年(1841) 2月	一関町運藏伴	利藏	その外において7日肆の上 過料代3貫文	709
22	弘化 3年(1846) 7月	東山徳田村	長左衛門等3人	摺沢町において7日肆の上 奴1ヶ年ずつ	720
23	弘化 4年(1847) 5月	一関村	秀治	両町境において7日肆の上 1ヶ年奴	740
24	弘化 4年(1847)11月	牧沢村	倉松	両町境において7日肆の上 1ヶ年奴	761
25	嘉永元年(1848)12月	流富沢村	養太郎	金沢町において7日肆の上 1ヶ年奴	768

(資料3) 江戸幕府の引き廻し



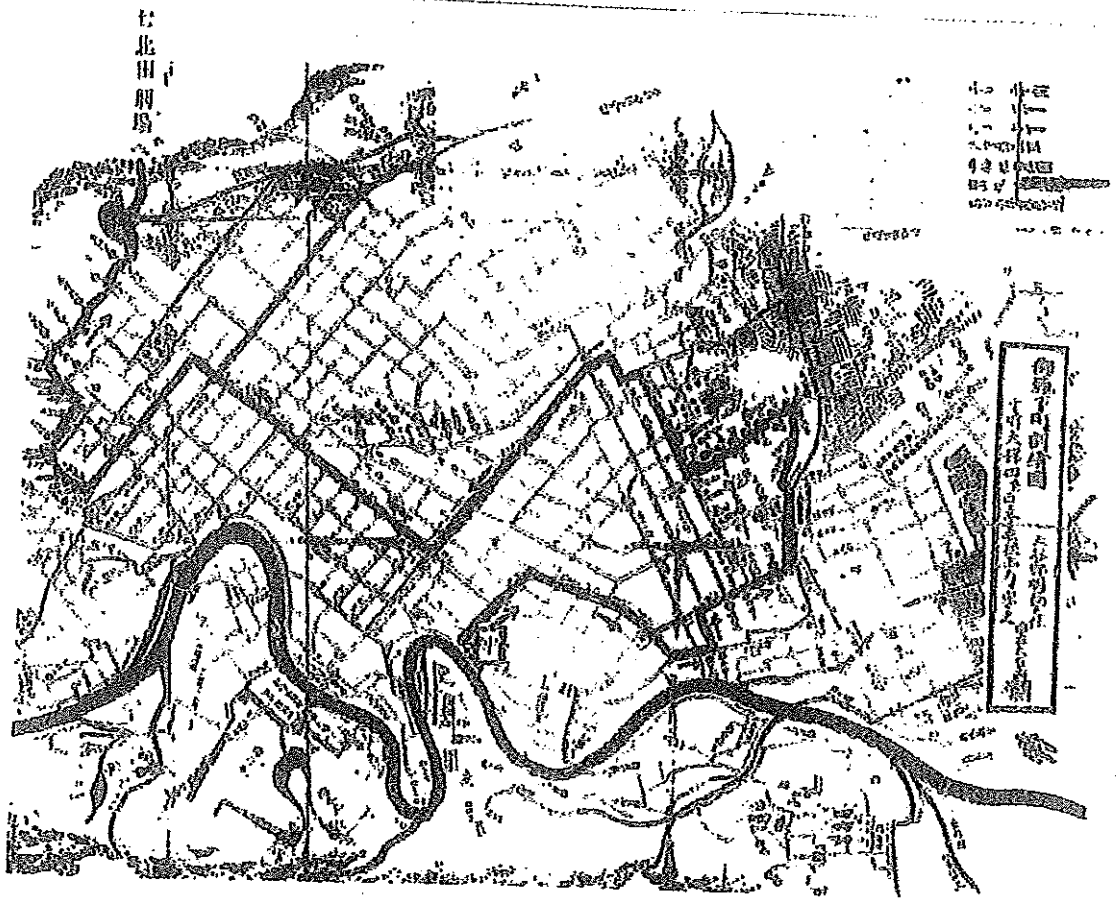
(『刑罰大秘録』)

引き廻し道筋

一牢屋裏門より、小伝馬町、小船町、荒和布橋、江戸橋を渡り、元四日市町、本材木町一町目、海賊橋を渡り、坂本町河岸通り、八町堀、北紺屋町、岡崎町、松屋橋を渡り、因幡町通り、南伝馬町、京橋を渡り、芝車町まで、それより引き返し、同所通り新町、同所三田、赤羽橋を渡り、森本町、飯倉町、溜池端通り、赤坂田町、四ツ谷御門外、市ヶ谷御門外、御堀端通り、左へ牛込御簀笥町、同所通り寺町、それより牛込御門外、小石川御門外、御堀端通り、水戸殿屋敷脇より右へ壱岐坂を上り、本郷御弓町、同所春木町、湯島切り通し町、上野山下より、下谷広徳寺前通り、浅草寺雷神門前、浅草今戸町、それより引き返し、御蔵前、浅草御門、馬喰町、牢屋舗裏門まで、

(刑務協会編『日本近世行刑史稿』上(1948年)678・9頁)

(資料4) 仙台城下引こころし道筋



(高倉淳『仙台藩犯科帳』(今野印刷、1995年)31頁)

一 寺町引晒之丁場定、
一 牢より出し、片平丁、脇丁、北目町へ出、染師町、田
町、猿引丁より土樋へ下り、西光院、真福寺前より荒
町へ上り、昌伝庵、仏眼寺、南鍛冶町、泰心院、東禪
寺、御茶畑より連坊へ出、八ツ塚不残、孝勝寺前へ相
越、御名懸丁、本寺小路、東四番丁、新伝馬丁、大町、
肴町、立町、本材木丁、^(町カ) 国分町、二日町、北岩番丁よ
り八番丁、大願寺通より出、北山不残、堤より御仕置
場へ可指遣事、